

教会への眼差しをめぐって

—岡山県川上郡・吹屋教会の歩みに学ぶ—

I、はじめに

▼関心の背景

→例えば、教会数の減少傾向。危機意識の喚起、現状打開に向けた議論の活性化。教師らの信心の問題化。感じる息苦しさ…。

→現状把握の有り様にも関わって、我々の教会というものに対する眼差しを問いに付していくということも大切なのではないか。

→また、危機意識から、現状を捉えていくと、これまでの教会でなされてきた営みを後ろめたいものに、あるいはないがしろにしてしまわないか。

→教会の合併・解散は、なぜ、どのようにして起こるのか。そこを考えていくにも、そもそもの教会の設置のところに目を向けていく必要がある。

▼教会への眼差し

→教会の歴史と聞いてイメージするもの＝初代をはじめ、歴代教師たちの信心。それによって今日があるという私のかつてのイメージ。

→しかし、段々と疑問が…

→教会は法制度に則り、行政に認可されなければ存立しない。

→教会の設置には、信徒総代、教会土地家屋所有者の保証が必要。

→地域社会、時代社会状況との関係も…教会は複合的な関係性による。

→教会が成り立つにおいて、法制度、地域社会、時代社会との関係は欠かせない要件。それを視野の外に置いてきた私。

→そしてまた、そうした意識から、種々ある教会を均一的、同質的にみている。

▼改めて、教会とは…

→私たちは、どれほど教会というものを知っているのか。

→設置、合併・解散。これは、なぜ、どのようにして…

→法制度、地域社会、時代社会状況等々、どこか周辺的なものとして見られているように思われるそれらとの関係の具体は…

▼吹屋教会への注目

→吹屋教会：岡山県川上郡吹屋町（現在の高粱市成羽町吹屋）。大正4年1月29日設置、昭和17年3月31日、親教会・黒忠教会に合併・解散。

→「教会合併認可申請書」（岡山県知事宛）中、「理由書」の記述から（『黒忠教会六〇年史』参照）

金光教吹屋教会は、吉岡鉦山未だ^[ママ]盛なりし頃、其の従業員を目標とし、併せて地方一般の布教をも進め度、有志と相^[ママ]商り設置したるものなる処、其後同鉦山経営困難に陥り、終に休業して已に十余年過し、当年の有志も皆故人となれり。従つて、従業員の転住は信徒激減の結果となり、一般の信徒は固より微々たるを免れざりしを以て、維持困難を来すに至れり。幸に布教実務を担当せし元副教会長山下健太郎に於て、自費を投じ辛じて今日に至りしも、昨年〔昭和一六年一引用者〕吹屋教会主管者に^[ママ]手続中同人亦死亡し如何とも存続の目途を失うに至りしを以て、止むなく親教会たる金光教黒忠教会に合併せんとするものなり。

→教会の歩みが、教会の運営の有り様から焦点化されている。そしてそこでは、地域の社会的、生活的変化や、法制度といったものと密接に、かつ複合的な関係から示されている。

→ここで示されている事々の具体的な様子とはどういったものであったのか。

II、吹屋教会の設置

▼吹屋の位置

→岡山県北西部に位置。現在「吹屋ふるさと村」という観光地化。

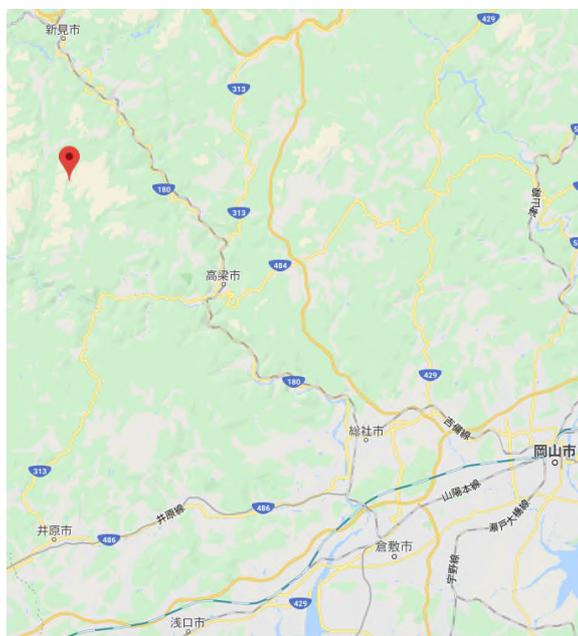
→鉦業の町。江戸中期から展開。

→展開を支えた、吉岡銅山、そしてベンガラ産業。

▼二大産業の展開と地域社会

→吉岡銅山は、かつての日本三大銅山の一つ。明治初期に三菱商会が買収。経営を近代化、業績伸ばす。

→ベンガラとは、銅山から出る鉦物を加工して製造される粉末状の赤色顔料。吹屋のベンガラは品質がよく、全国でシェアを展開。



→ 二大産業の隆盛に伴い、地域社会も活性化。

→ 労働者や商売人が転入、人口増加。明治22年：1930人。大正6年：5339人。

▼吹屋教会設置以前

→ 黒忠教会に縁のあった人物が吹屋に転住。明治30年頃、病により信仰再燃。信仰集団形成、教師招聘の要望。

→ 明治40年、山下カン（元黒忠教会長）が吹屋に転住、布教。翌年死去。

→ ちなみに、明治40年の「巡教報告」には、巡教師が同地への教会設置を期待する旨が、以下の通り記述されている。

将来発展の余地を存する充分なり。思うに今時に当り、小教会を設置し、奮励努力教導に尽さんには、其発展を見ること必ず遠き将来は待ざるなり。

→ 巡教師がみていたものは、銅山やベンガラによる地域社会の隆盛ぶり。

→ 大正4年、吹屋教会設置。その背景には、布教者らの意思のみならず、信奉者の要請、そして地域社会の展開が関わっていた。

→ ただ、この当時、書類を提出すれば教会が設置できるというシンプルな話ではない。このことは後述する。

→ そうとして、では、なぜ昭和17年に至って、合併・解散になるのか。

年度	吹屋町	成羽町
M22	1930	4050
M27	3412	4200
M32	4078	4300
M34	4306	3960
M36	4580	3883
M38	4633	3861
M40	4804	6550
M42	5135	6529
M44	4823	6625
T2	5137	6630
T4	5101	6575
T5	5073	6463
T6	5339	6535
T8	5004	6421
T9	3801	5646
T10	3823	5584
T12	3965	5796
T14	3421	5555
S5	3004	5524
S10	2526	5515
S15	2395	5318

Ⅲ、吹屋教会の合併・解散

▼合併・解散に至る背景

→ 地域社会の衰退、教師の動向、時代社会状況、法制度が複合的に重なり合う。その具体とは…。

▼地域社会の衰退

→ 大正6年以降、吹屋町の人口は減少。

→ 第一次世界大戦の影響による不況。銅価は急落。

→ 昭和4年、吉岡銅山の鉱床枯渇。加えて、「昭和恐慌」。経営行き詰まる。昭

和6年、銅山は休山。

→人口は、大正6年：5339人。昭和5年：3004人。昭和15年：2395人（前掲表1参照）。

→地域社会の動向、人口減少の様子は、吹屋教会の信徒数の動向と重なる。

▼教師の動向

→大正8年以降、山下鏡影が黒忠教会長と吹屋教会長を兼務。ただし、鏡影は本部で御用。

→昭和4年から、山下健太郎が、吹屋教会で御用。昭和16年死去。

→その頃、鏡影は満州・釜山教会に。

→昭和6年の満州事変以降、日中関係は悪化。昭和12年には日中戦争。第二次世界大戦が終結するのは昭和20年。

→健太郎以降、吹屋教会は、実質教師不在の状態。このことは、法制度との関わりで重要になる。

▼法制度—教会の設置に内在する行政との緊張関係

→先述したが、教会を設置するには行政の認可が必要。

→信徒総代の連署、教会土地家屋所有者の承認を証明する書類を添えて、申請者（教師）が管長に「教会所設置願」を提出。管長の証明書を添付して該当地の地方行政に「教会所設置願」を提出。地方行政の認可、教会が成立。

→ところで、資料には、認可が見送られた事例が散見する。なぜか。

・愛媛県・川上教会（明治45年申請）の事例

→主たる問題は、教会設置をめぐる「維持金」の証明の問題。

→地方行政は認可後の維持・運営の見込みを見定めながら、教会設置の可否判断をする。

→この当時、維持金の必要性などを条文化した愛媛県庁の教会設置をめぐる内規があった。その背景は…

→県内に教会等が増加。しかし、その内実、教会存廃が安易に受け止められていることを県庁は問題視。

→この当時、全国的な神社寺院の統廃合政策が行われていた。行政が教会設置を認可したものの、それが結果的に統廃合の対象を新たに生み出すことになったならば、矛盾が。認可主体である県当局の責任が問われる。

→川上教会以外にも見送りの事例。昭和2年の新舞鶴教会（京都府）では、教会の維持・運営を担う教師や信徒総代の存在、またそのあり方が問われていた。

→行政には行政の責任。同時に、教会設置を申請する側も、教会維持、運営の責任。教会の設置は、そうした関係性を有し、緊張関係が内在していた。これは、吹屋教会も同様。

▼法制度—「宗教団体法」の影響

→昭和15年4月1日、「宗教団体法」施行。

→既存の教会は「教会規則」を提出。改めて認可を得る必要性が生じる。

→「宗教団体法」制定に伴い、原則、教会長の兼務が禁止されることになる。

→昭和16年教規により、教会の維持経営が困難な場合などには、管長が合併、解散を指示するということがおこり得ることにも。

→「教会規則」の提出期限は、昭和17年3月31日。基本的に兼務ができないため、新たな教会長を決め、期限までに提出しなければならない。

→戦時下という時代状況。地域社会の衰退。信奉者らも転住。常駐する教師なく、教師の確保が難しい状況。

→合併・解散という選択肢が吹屋教会に関わる当事者らの眼前に迫っていた。

IV、おわりに

▼教会への眼差しをめぐって

→教会の設置、合併・解散は教師の信仰史的側面からでは語りきれない。

→現在の我々の教会への眼差しは…。

→ここまでのことは、教会の運営ということが、歴史的にどう問題、課題として浮上してきたか、ということでもある。

→教会の運営を目的化した意識が掬うものと、掬いそこねるものがあるのでは。

→信仰史的な把握がある中で、法制度など種々の要件といったことの把握、そうした整理を試みることから、議論をしていく我々の認識の土台に。

・改めて、浮かんでくること…

→吹屋教会をめぐって、見えたもの、見えなかったもの。とりわけ信奉者の意識、動向。このことは、教会合併・解散後への眼差しを意識させる。

→資料は本教の財産。資料がなければ研究は成り立たない。保存の重要性。